

沖縄県公共工事入札等適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 16 年 5 月 18 日	
出席者氏名	宮城嗣宏、宮里節子、宮城千春、有住康則	
審議対象期間	平成 15 年 12 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日	
再苦情処理件数	件 数	0 件
入札審議件数	総件数	6 3 6 件
一般競争入札		0 件
公募型指名競争入札		1 4 件
通常指名競争入札		6 1 2 件
随意契約		1 0 件
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	な し	な し

(備考)

平成16年度第2回会議

平成16年10月 19日予定
午後2時より開催予定。
抽出当番委員は有住委員とする。

意見・質問	回 答
<p>Q 1 前回の委員会で要望した落札率の表記がないので、各事案の落札率を教えてください。</p>	<p>A 1 農林水産部 - 98.64% 下水道課 - - 98.86% 福祉保健部 - 97.27% 港湾課 - - - 98.12% 北部土木 - - 98.26% 河川課 - - - 98.69% 宮古支庁 - - 97.97% 八重山支庁 - 97.64% 教育庁 - - - 98.92%</p> <p>落札率は以上のとおり。南部土木の工事は随意契約なので省略します。</p>
<p>Q 2 福祉保健部の工事では工事管理も福祉保健部で行ったということであるが、工事の積算見積もりを入札前に業者から提出させたのか。</p>	<p>A 2 この工事は当初から予算措置されていた工事ではなく壁の剥離など修繕の必要が生じ、年度末にようやく予算措置して実施した工事である。そのため、時期的に関係機関との調整や技術協力が得られない状況であった。福祉保健部では、やむなく業者に工事の概略を説明し、ある程度の工事価格を見積もってもらった。</p>
<p>Q 3 それが、この事案説明書の予定価格ということか。</p>	<p>A 3 はい。</p>
<p>Q 4 その見積もり価格を提出した業者は、この工事の指名業者の中に入っているのか。その業者名を教えてください。</p>	<p>A 4 工事場所が糸満市であったので、糸満市の業者に依頼した。その業者は格付けクラスが特Aで、今回の指名業者の中に入っています。光建設です。</p>
<p>Q 5 協力を仰いだところが落札したということか。</p>	<p>A 5 はい。たまたま一致したということです。</p>

意見・質問	回答
<p>Q 6 農林水産部の工事で最初の概要説明の際に「本県に支店又は営業所があること」を削除するよ うにとのことだったが、入札参加業者をみるとすべて県内業者になっているがこの工事は沖縄県内に本店がある業者同士のJ V工事と要件設定したということか。</p>	<p>A 6 はい。抽出事案説明書を作成する際に、添付資料の第1号様式の公募型参加要件設定資料の内容と違った作成をしてしまったので訂正をお願いしたということです。</p> <p>公表した要件設定では、代表者に求める要件として「本県に建設業に基づく本店がある者」、構成員に求める要件として「沖縄県の南部農林土木事務所管内で建設業に基づく本店がある者」と県内業者2者によるJ Vとなるように要件を設定しました。</p>
<p>Q 7 では、この掘削工事は特別に本土業者しかできない技術的に難しい工事というわけではないということか。</p>	<p>A 7 はい。そういうことです。県内業者のJ Vで対応可能な工事ということです。</p>
<p>Q 8 「安里川河川改修工事(2工区)」の工事区間はどこになるのか。概要説明の時に説明のあった不発弾の爆発があった区間なのか。</p>	<p>A 8 そうです。事案説明書資料7ページの赤く表示してある箇所、約5mの区間となります。</p> <p>爆発の原因とか、他にも不発弾がないかどうか調査して、その後の工事の施工を決定しなければならなかったのですが、その調査を終えてから工事を再開したのでは、その年度内執行が無理な状況であったため、爆発のあった箇所を当初の工事区間から除外して、行ったものです。調査の後、その爆発箇所を2工区として新たに随意契約としたわけです。</p>
<p>Q 9 もとの工事は工事前に磁気探査を行ったのではないか。その時に不発弾のことは分からなかったのか。</p>	<p>A 9 この工事場所は、昭和60年に行った地盤改良の時に、添付図面の表示箇所の磁気探査を行っていたので、今回は磁気探査を実施せず工事施工したところ、不発弾が爆発したということです。現在は、少しでも金属反応があれば不発弾なのか鉄筋などの金属なのか確認することになっているが、その当時の磁気探査は金属反応があっても10 Gauss未満での反応はその反応原因の確認が義務づけられていなかったため、磁気反応の低い手榴弾</p>

意見・質問	回答
<p>Q 10 農林水産部の南大東漁港の掘削工事で南大東の特A業者は1社しかないのか。</p> <p>Q 11 南大東での他の特A対象工事でも、丸憲が落札する確率が高いのか。</p> <p>Q 12 入札の際に業者が積算する見積書はもらうのか。</p> <p>Q 13 業者が積算した見積もり価格と落札価格の差額の検討は行うのか。</p> <p>Q 14 積算価格はある程度適正な価格として基準になると思うので、実際の落札価格とあまりにも差がある場合はどうか。</p> <p>Q 15 それは、トータルの価格で判断しているのか。費目ごとのチェックというのは検討していないのか。</p>	<p>などの小さな爆発物が見落とされていたのかもしれない。</p> <p>A 10 (株)丸憲だけです。</p> <p>A 11 地の利ということなのか、結果的に多いです。</p> <p>A 12 入札前に、持参した見積書を提出してもらい確認程度の審査ですが、審査した後で入札を行っている。</p> <p>A 13 競争入札なので、必ずしも積算価格 = 入札価格とはならないのが現状です。積算価格と見積書の金額差についての具体的な検討、調査は行っていない。</p> <p>A 14 この場合、適正価格が何なのかということですが、工事は設計金額の60%から80%の範囲内で最低制限価格を設定することになっています。この最低制限価格を適正な価格とし、最低制限課価格を下回らなければ適正だと判断しています。</p> <p>A 15 はい。トータルの価格で判断します。設計価格を事前に公表しているので、積算をせずに入札することがないように、入札前で見積書の提出を義務づけているが特段におかしなものがない限り、そのまま入札をさせている。適正な見積もりをしていけば最低制限価格を下回ることはないと考え、きちんと積算している状況がわかればよいと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>Q 16 本部港の物揚場と護岸工事の指名業者選定についての考えの中に、北部管内に本社がある業者、手持ち工事の有無、指名回数等を勘案して14社を決定したとあるが、この全部の要件を満たすのではなく、それらを勘案してということなのか。業者の並びには金額的なことなどが関係しているのか。</p>	<p>A 16 そうです。まず、地理的要件として北部に本社がある業者を選び、その中で手持ち工事があるかないかを基準に業者を選定します。そうして選定した業者だけでは、指名基準の業者数に足りない場合に那覇市や浦添市に本社がある業者も含めて考慮します。その他に指名回数や施工実績等を考慮しながら業者選定します。</p> <p>この業者の並びは、金額的などとは関係なくアトラダムなものである。</p>
<p>Q 17 事案説明書で指名業者を選定する理由が書いてあるが、わかりにくいので、実際に指名業者を選定する場合を八重山支庁の事案で説明してもらいたい。</p>	<p>A 17 地理的条件や管内業者という条件は、八重山管内に登録されたAクラスの業者、39社を選定対象とするということである。また、施工実績という条件は、以前に、同様な工事を施工したことのある業者を選定対象とすることである。これは、例えば、冬季の港湾工事の場合、強い北風の影響で工事施工が困難になることが多く、経験がないと既設の構造物等を破損したりする場合があるので施工実績を考慮し、また、施工機械を保有しているかどうかを選定条件としている。</p>
<p>Q 18 指名するに当たって、手持ち工事の有無、指名回数などの条件があるが、一番重視したのは何か。</p>	<p>A 18 指名回数、手持ち工事も一応勘案するが、この工事では、港湾工事なので、施工機械を保有しているかどうかを一番重視した。</p>
<p>Q 19 今回の案件の中で談合情報が寄せられた工事はなかったか。</p>	<p>A 19 今日の事案では無いが、3月末の県営住宅の工事で「談合がある」との情報があった。5件の公募型工事で5件とも談合があるとの情報だったが、各入札参加業者から誓約書を提出させ、談合についての注意喚起を行い、日を改めて入札を執行した。</p>

意見・質問	回答
Q 20 審議案件の中にはなかったのか。	A 20 南大東漁港の第2工区工事で、談合の通報があったので、公正調査委員会（指名委員会と同じメンバー）で業者から事実の有無の聞き取り調査を行い、誓約書を提出させてから、入札を執行した。
Q 21 談合情報があった際の調査について教えてほしい。	A 21 土木建築部は部の談合対応マニュアルに沿って談合情報があればすぐ、公正入札調査委員会を立ち上げる。委員会のメンバーは、部長、両次長、技術管理室長、事業課長、土木企画課長、建設業指導契約監の7名の構成となっている。そこで、入札を実施するのか、あるいは、中止をして事情聴取等の調査を行うのか決定する。ほとんどの場合、入札を中止し調査を行ってから明らかな談合の事実が確認出来ない場合は日を改めて入札を執行することが多い。
Q 22 宮古支庁の工事は波消しブロックを製作する工事だと思われるが、近年の河川工事などでは人工的な整備から自然環境などに配慮した整備へと移行しているようだが海関係の工事では消波ブロック工事等を今後も続行していくべきだと考えているのか。他に代替可能な工事方法はないのか。	A 22 質問は、護岸工事とか、堤防工事などの工事について自然保護や景観等の観点からの疑問だと思われるが今回の工事は、港湾の中の波の静穏性を高めるための消波ブロックの製作工事である。港湾の中で波が高いと小型船の係留が難しいので、波を鎮めるためのブロックを並べる工事であり、もともとの港湾の中の工事であるため、景観的に云々という場所ではなかったため、特にそういった検討を行うことはしなかった。 このような港湾のなかの静穏性を高めるための工事は港湾関係では一般的な工事であり、利用関係者からの要望も多いので、予算的に可能な限り調査を行い工事を施工することが多い工事です。
Q 23 ブロックの1個当たりの単価が、約40万円で高額だが。	A 23 今回のブロックは長さが約6m、高さが2mの規模の大型なので1個当たりの直接の製作原価は約30万で、あと、諸経費等があるのでその程度の単価になります。

意見・質問	回答
<p>Q 24 審議事案ではないが指名停止状況のところで報告があった沖縄総合福祉センターの新築工事で、注意喚起をしたようだが、新聞等の報道によると、あの建物は完成時から、障害者などの利用者にとって、非常に利用しにくい状況だったと聞いている。それは、設計段階から不具合があったのだと思われるが、何故、県はそのような設計を認めているのか。また、そのような場合に注意喚起だけですませてしまうのか。何故、最初から工事のやり直しを必要とする建物を建設させるのか疑問である。</p>	<p>A 24 その工事については、施設建築室が担当だが、今回は参加していないので詳しいことは説明出来ないが建築設計というのは、基本設計を受けて実施設計し、それに基づいて工事を施工していくのですが、実施設計書というのは、詳細な部分まで十分に書き込まれているものではなく、実際に工事を施工していく上で、現場で調整しながら作業を進めていくということのようである。そのような理由で、実施設計書どおりに出来ていなかったというよりも、実際の施工に当たって、設計書に書き込まれていなかった部分、実際に現場で調整しながら施工していく部分のところで、十分な調整を行わず作業を進めたため、不都合が生じたということのようである。そのため、実施設計書に合わない工事施工であったということではないため、注意喚起ということになったようである。</p>
<p>Q 25 出来上がって見なければ分からないということか。総合福祉センターというのはかなり大規模な工事だと思われるがそういうことで、最初から改修が必要なら税金の無駄ではないのか。現在も改修工事をしていると聞いているが、最初から、その用途にあった建物となるようにきちんと監理していけないのか。そうできる人はいないのか。</p>	<p>A 25 今回は、詳しく説明出来る者がいないので、次回の委員会で、施設建築室から詳細な説明をさせたい。</p>

